

(別紙)

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の漁獲量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の漁獲量を公表します。

令和 8 年 5 月 20 日

長崎県知事 平田 研

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ (30kg 以上の大型魚) (以下、「大型魚」という。)

2. 管理期間

令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月まで

3. 対象となる海区及び採捕の種類

五島海区の漁船漁業

4. 五島海区の漁船漁業の大型魚割当量に対する漁獲量の率

(5 月 19 日までの暫定値)

125.0%

五島海区の漁船漁業の大型魚漁獲量	:	2.012 トン
五島海区の漁船漁業の大型魚割当量	:	1.609 トン

5. 五島海区の漁船漁業の大型魚割当量に対する漁獲量の状態

7 割を超過 (令和 8 年 5 月 19 日集計時点)